

《 消費税増税が決定！ 》

- ・平成26年4月1日から8%

- ・平成27年10月1日から10%

と、2段階による引き上げになります。

この増税に伴い、H9年4月1日の税率引上げ時と同様の現象・問題が再び起こるのではないかと懸念されます。

今回は、色々な現象・問題の中でも住宅などの工事請負に係る契約について記述したいと思います。

- ・完成に長期間を要す

- ・引渡しが一括で行われる

- ・相手方（施主）の注文が付されている

などの条件を満たしている場合、H25年9月30日までに契約をしていれば、引渡しがH26年4月1日以降であっても、消費税率5%が適用されます。

これにより、駆け込み需要などが期待されますので、購入を考えている方は事前に契約と工期の確認が必要です。